

全国一斉検察起案実施要領

平成29年10月19日
司法研修所検察教官室

1 趣旨

全国一斉検察起案は、各司法修習生に対して、検察起案の考え方を会得させ、集合修習及びいわゆる二回試験への準備をさせるとともに、各司法修習生の起案能力を把握することを目的としています。

71期司法修習においては、後記の実施日時に、全国の地方検察庁（以下「実務庁」という。）において、検察実務修習中の司法修習生全員を対象として、司法研修所が作成した検察修習記録を用いて一斉に起案をさせることとし、起案終了後には、検察教官による起案の採点と講評（検察教官が各実務庁に出向き、講義形式の講評を行う。）を予定しています。

2 実施日時、場所、対象者

(1) 実施日時

	実施年月日	着席時間	起案時間
第1クール	平成30年1月10日（水）	9時30分	9時40分から12時まで
第2クール	同 年3月 5日（月）		及び
第3クール	同 年4月27日（金）		13時から17時まで
第4クール	同 年6月22日（金）		の6時間20分

なお、12時から13時までの1時間を昼食時間とし、昼食時間中の答案作成を認める。

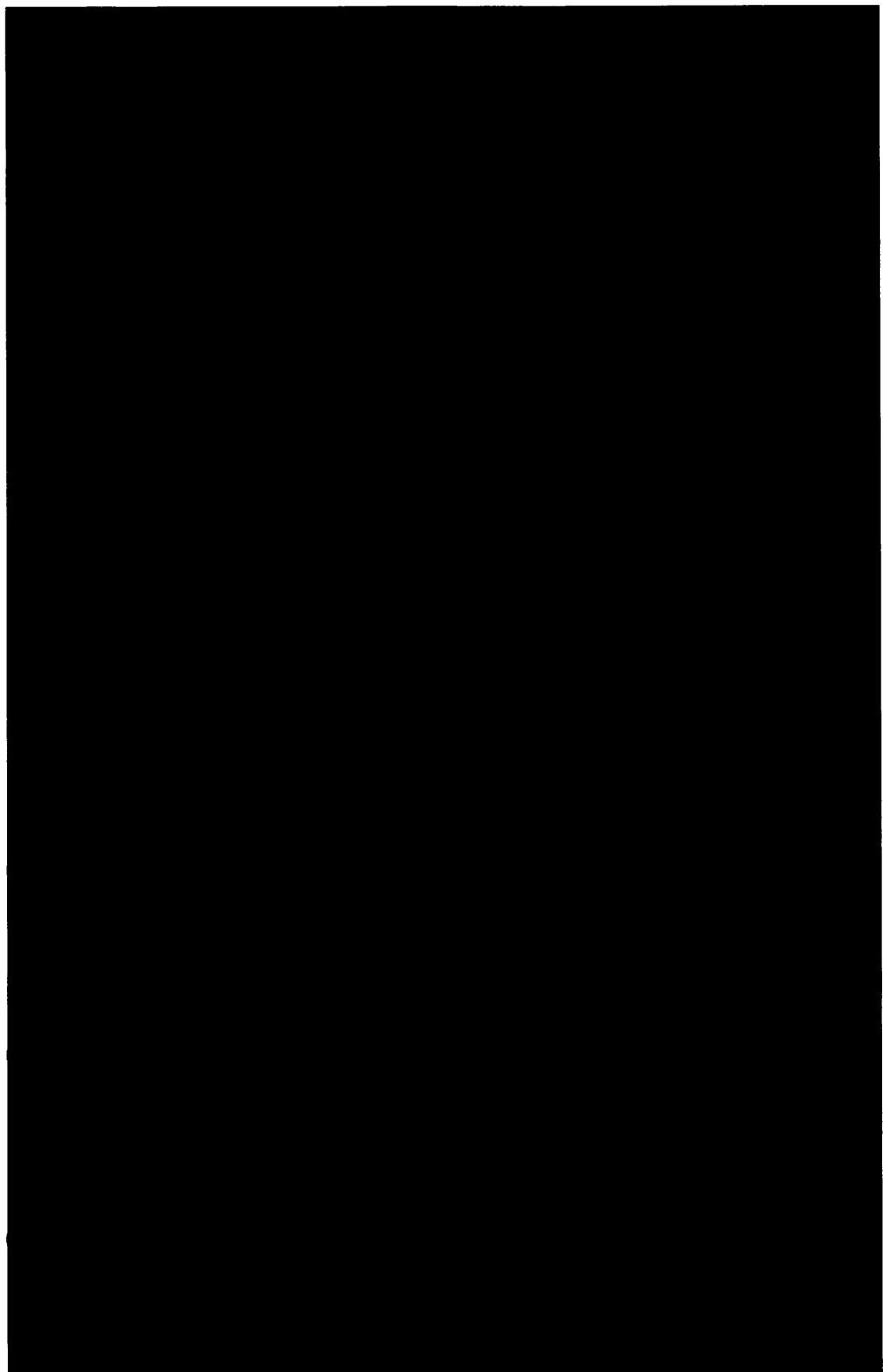
(2) 実施場所

各実務庁において、会議室又は司法修習生室等を適宜準備して、起案会場としてください（机の配置が向かい合わせになっているなどの理由で、起案を行うことについて支障がある場合は、机を並べ替えて実施してください。）。

(3) 対象者

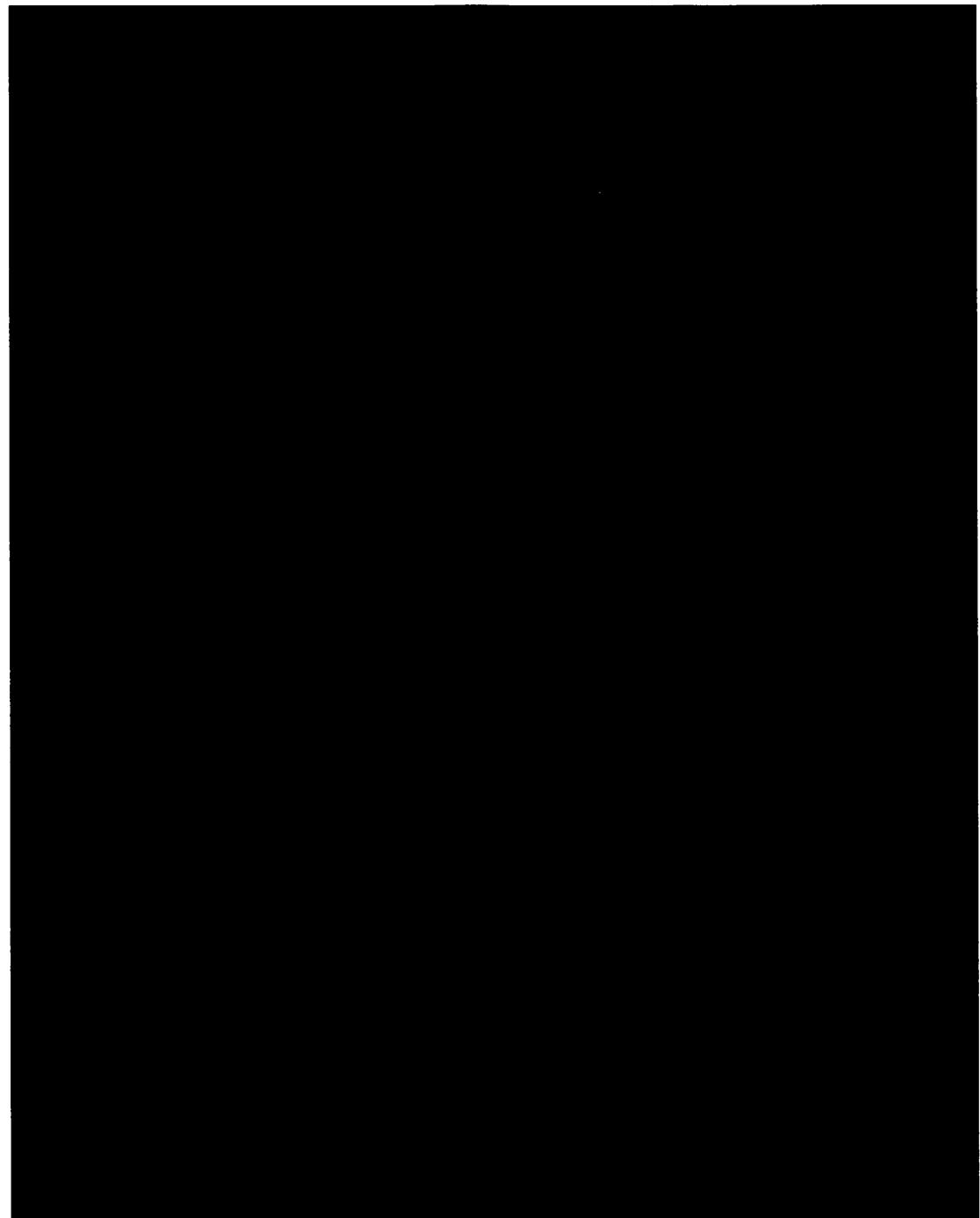
各実務庁に配属された71期司法修習生のうち、当該クールに分野別検察実務修習を行っている者全員

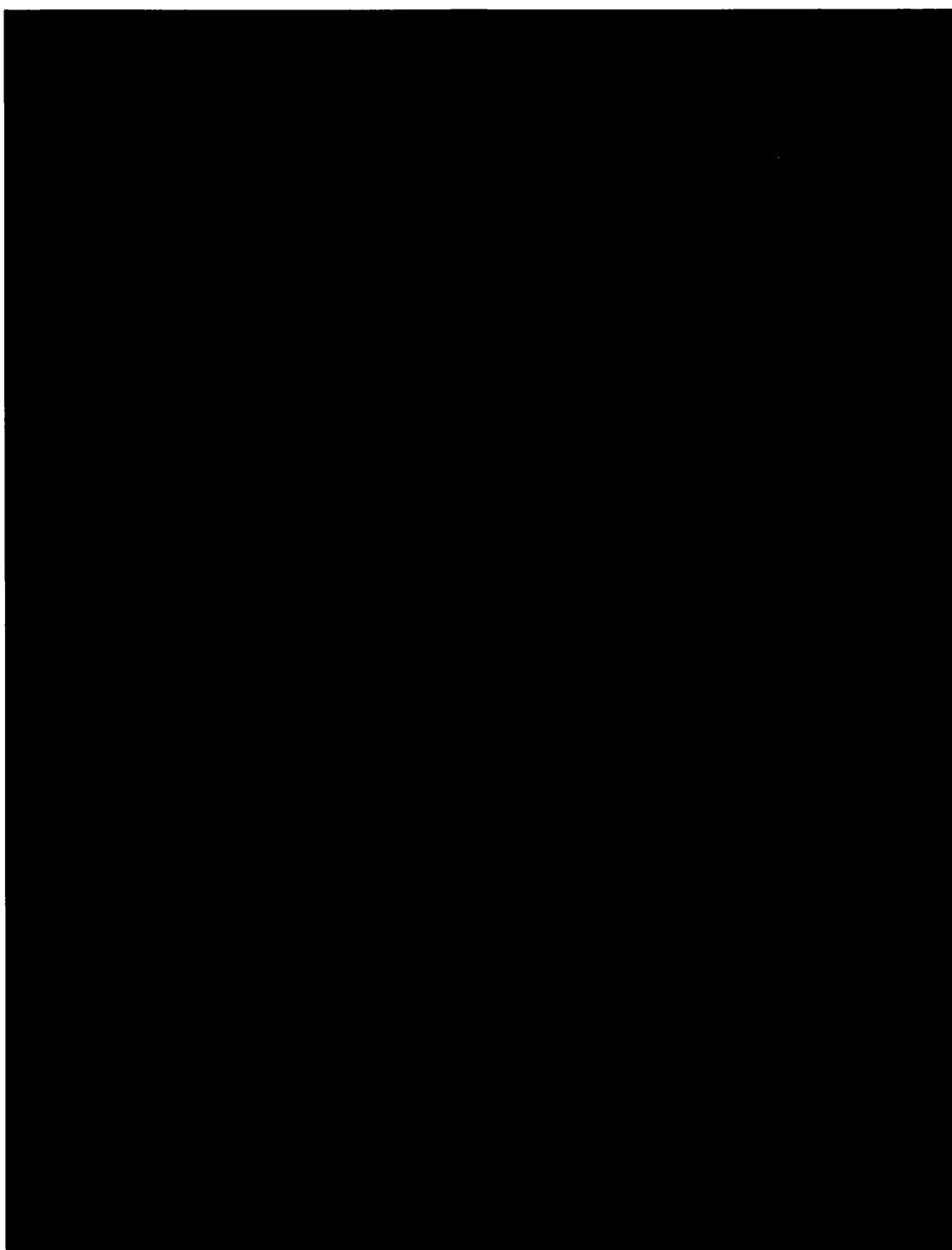
3 司法研修所から事前に各実務庁に送付する資料等



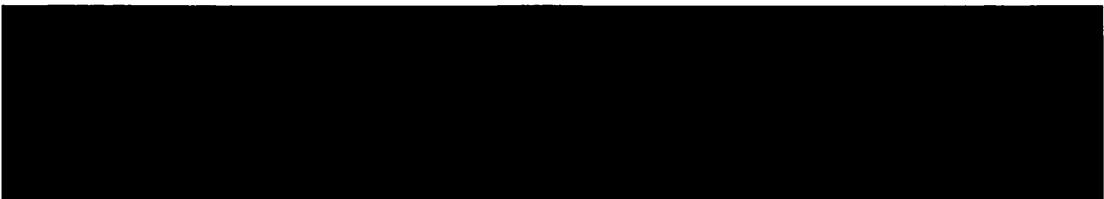


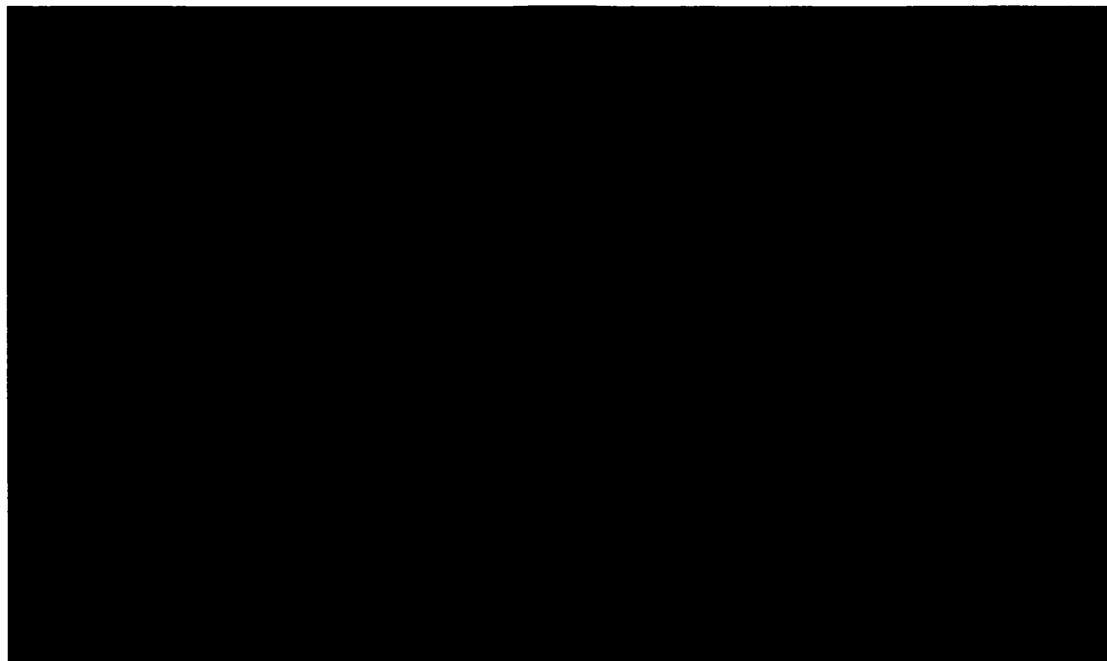
4 具体的实施方法





5 全国一斉検察起案実施後の起案、検察修習記録の取扱い





6 起案の返却、講評

- (1) 各実務庁から起案の送付を受けた後、検察教官において、速やかに、採点を行い、後日、採点済みの起案を各実務庁に送付又は検察教官が持参しますので、各実務庁において各司法修習生に適宜の方法で返却してください。
- (2) 各クールについて、4週目から5週目頃に、検察教官が各実務庁に出向いて、3時間程度で起案の講評をする予定です。

以上